



資料提出通知書

■■■■年■■月■■日



在留資格認定証明書交付申請（番号■■■■■■■■■■）に関し、審査資料として下記の書類が必要ですので、■■月■■日までに本状とともに送付または御持参下さい。

記

- 1 予定先の仕入先との仮契約書の写し
- 2 説明書※以下について
 - ①予定している事務所は、13㎡とありますが、製品のストックなどの保管について
 - ②月次損益計画表上、売上高が毎月20～40万円ずつ増えている根拠について
 - ③月次損益計画表上、人件費が増えているのにも関わらず、家賃が変化していない理由について
 - ④月次損益計画表上、人件費が増えているのにも関わらず、水道光熱費や通信費が増えていない理由について
 - ⑤月次損益計画表上、輸送費や出張費（買い付けに伴う）の項目がありませんが、そちらの理由について

提出先 名古屋入国管理局
就労審査部門
電話 (052-559-2114)

注意：請求された資料を上記期日までに提出されないときは、特別な事情があると認められた場合を除き、現に提出された資料によって許否を決定します。

資料提出通知書

申請番号：[REDACTED]
申請日：[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日

[REDACTED]様

上記申請に関し、審査資料として下記の書類が必要ですので、
[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日まで(当局必着)に本状とともにご送付又はご持参ください。
(郵送の場合は、封筒の表に申請日と申請番号を記載してください。)

記

次の事項に対して、文書で回答願います。

- 1 定款
- 2 事務所の写真(外観・内部)
- 3 事務所の見取り図
- 4 事業計画書(具体的に)
- 5 これまでの実績を証明する資料
- 6 従業員名簿(身分事項・職務・在留カード番号を記載して下さい。)

提出先(送付先)

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

東京入国管理局 就労審査部門

TEL 03-5796-7252

注意：請求された資料を上記期日までに提出されないときは、特別な事情があると認められた場合を除き、現に提出された資料によって許否を決定します。
なお、申請に対する処分がなされないまま、在留期限から2か月を経過した場合には、本邦に滞在することができなくなりますので、資料は速やかに提出して下さい。

た

※当該申請の結果については、

別途当局から通知が送付されるまでお待ちください。

- 提出書類が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付してください。
- 提出できない資料がある場合は、理由書を提出してください。
- 提出していただいた資料等はお返しできません。